

豊情個審答申第45号
平成26年(2014年)12月12日

豊中市教育委員会委員長
奥田至蔵様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定処分について
(答申)

平成25年8月22日付け豊教総561号で諮問を受けた審査請求については、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育委員会が行った、「内部公益通報に係る調査の実施について（報告）」を不開示とした決定は妥当ではなく、別紙に記載した部分を除き開示すべきである。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成25年7月17日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「内部公益通報に係る調査の実施について（報告）」（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 豊中市教育委員会教育長の決定

豊中市教育委員会教育長は、同年7月29日、本件開示請求について、本件報告書は、内部公益通報事案に関して、豊中市内部公益通報処理委員会からの指示を受けて、教育次長が実施した調査結果に関する情報であり、調査対象者及び関係者の氏名、住所等の個人に関する情報が含まれるため、また、この調査は、強制調査ではなく、調査対象者、関係者等の協力が事実上必要不可欠であり、調査結果が開示されることになるとすれば、調査対象者、関係者等が真実を述べることを躊躇し、又は協力を控える結果になるなど、今後の同種事案の調査に支障が出るおそれがあり、本件報告書を開示することは、内部公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1号及び第4号アに該当するとの理由を付して行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年8月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 審査会への諮問

実施機関は、同年8月22日、条例第18条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件報告書に係る内部公益通報（以下「本件内部公益通報」という。）においては通報者は保護を期待しておらず、調査対象者等は職務上調査に応じる義務があるから、不開示の理由がない。また本件報告書は、公益に関するものであるから、不開示情報が記録されている場合であっても開示されるべきであるので、本件処分を取り消し、全部開示することを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書、再反論書等の記載内容及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 内部公益通報処理委員会の本件内部公益通報に係る処理には、明らかな事実誤認があるが、これは、教育次長の作成にかかる本件報告書に虚偽及び事実の隠ぺいがあることが原因であり、調査が公正に行われていれば、内部公益通報処理委員会の判断も違ったものとなっていたはずである。
- 2 本件報告書に虚偽及び事実の隠ぺいがないと主張するのであれば、本件報告書を開示すべきである。
- 3 本件内部公益通報は、公益に関わる重大な事案であり、不開示情報が含まれているとしても、公益上の理由による裁量的開示をすべきである。
- 4 本件内部公益通報は、〇〇〇〇と豊中市教育委員会との間で数年来の懸案事項として協議してきた案件であり、本件報告書が開示されることによって団体名が特定されるとしても、通報者が特定されることは考えられない。また、本件内部公益通報に係る通報者は、内部公益通報制度による保護を期待しておらず、実施機関の主張には理由がない。
- 5 実施機関は、服務監督権に基づいて調査を行い、調査対象者である職員は、職務上の義務として調査に応じなければならないものであるから、任意の協力がなければ調査ができないとする実施機関の主張には理由がない。
- 6 本件報告書が開示されなければ、真実を隠ぺいし、虚偽の陳述を容認することとなり、真実の究明が阻害されて、内部公益通報処理事務の遂行に多大な支障が生じる。
- 7 内部公益通報の処理は内部公益通報処理委員会が行うものであり、実施機関は内部公益通報の適正な処理について判断する立場にはない。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書等の記載内容及び口頭説明の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 内部公益通報は、組織の内部において、職員等が違法であると思料する行為等に関する情報を当該組織が設けた窓口に通報することを通して不正防止の自浄作用を促し、通報した職員等の保護を図り、適正な職務遂行を確保することを目的とするものであって、調査の詳細な内容が外部に対して公表されることを前提とした制度ではない。
- 2 本件報告書は、内部公益通報に係る調査報告書であり、調査対象者及び関係者等の個人情報が含まれる。また、本件報告書の内容は、すべて通報者が特定され、又はそのおそれがある情報であり、部分的にであっても開示することはできない。
- 3 内部公益通報に係る調査は、「豊中市内部公益通報に関する事務要領」に基づいて行うが、調査部局が行う調査は、強制力があるものではなく、また、限られた調査体制であることなどから、関連部局の職員及び関係者の協力が事実上不可欠である。もし、

調査結果が開示されることとなるとすれば、職員及び関係者が事実を述べることを躊躇し、又は限定的な陳述等となってしまうおそれがあることは明らかである。

- 4 本件内部公益通報の処理について、審査請求人の主張と内部公益通報処理委員会の処理が異なることをもって、公益上の理由による裁量的開示をしなければならない理由にはならず、また、条例に基づく開示請求は、市民として行うものであり、本件内部公益通報の関係者であることをもって、不開示情報を開示することはできない。
- 5 このことから、本件処分に誤りはない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

また、条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同条ただし書きにおいては、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報に該当しないと規定している。

条例第7条第3号では、「市の機関並びに国、独立行政法人等（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」を不開示情報と規定している。

条例第7条第4号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

条例第9条では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定しており、対象行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを規定している。

2 当審査会の考え方

(1) 内部公益通報に係る情報についての基本的な認識

豊中市における内部公益通報制度は、市としてのコンプライアンス（法令遵守）を機能させるため、職員等が法令違反や適正な職務を妨げる行為などがあると思料する場合に、組織内に設けられた通報相談窓口に通報又は相談等を行い、内部公益通報処理責任者又は内部公益通報処理委員会が必要に応じて是正措置等の指示を行うものである。

また、「豊中市内部公益通報に関する事務要領（以下「事務要領」という。）」には、通報者が特定されることがないように十分配慮することや、通報の処理に関与する職員は通報に関する秘密を漏らしてはならないことが規定されており、これは、通報者が不利益な取扱いを受けることがないように、また、内部公益通報制度の適正かつ円滑な運用のためには秘密の保持に配慮することが必要であることから、内部公益通報に係る情報については、原則として非公開としたものと考えられる。なお、事務要領においては、内部公益通報に係る是正措置等を公表するなどの規定はなく、豊中市では、これまで内部公益通報の処理件数を除き、通報内容や処理結果に関する情報は公表されていない。

しかしながら、国の機関や他の自治体においては必要と認める事項を適宜公表すると定めているところもあり、内部公益通報の概要等を公表することは、内部公益通報制度が有効に機能していることや適正に運用されていることを示し、内部公益通報制度に対する信頼の向上につながるものと考えられることから、内部公益通報に係る情報について、一切公表ができないものではないと考える。

(2) 本件審査請求について

本件は、内部公益通報の処理に際して作成された「調査報告書」の開示を求めるものである。

前述のとおり、豊中市においては、処理件数を除き、内部公益通報に関する情報を公表していないが、内部公益通報に係る文書ということのみをもって全部不開示とすることは適当ではなく、また、条例に基づく行政文書開示請求に対する決定にあたっては、開示することによる具体的な支障をもって、条例に規定する不開示情報に該当するかどうかを判断すべきであるから、本件報告書の具体的内容に即して開示又は部分開示の可否を検討することとする。

なお、審査請求人は、実質的な通報者として本件報告書の開示を求めている旨を述べ、本件内部公益通報の処理結果に疑義があると主張するが、条例に基づく行政文書開示制度は、市民からの請求に基づき行政文書を開示する制度であって、開示請求者が内部公益通報の通報者等であることや、内部公益通報の処理結果に疑義を抱いていることをもって、不開示情報の範囲が変わるものではない。また、当審査会は、実施機関が行った不開示等決定に対する不服申立てについて審査する機関であって、内部公益通報の処理について意見を述べる立場にはない。

(3) 本件報告書について

本件報告書は、内部公益通報処理委員会からの指示に基づき、教育次長が行った調査の結果をまとめた文書である。内部公益通報処理委員会が教育次長に調査を求めた内容としては、「①通報内容が事実であるかどうか、②①と判断した理由、③他の市立小中学校における本件通報事案の類似事案の有無について、④今後の対応について」の4点であり、本件内部公益通報に係る処理は、本件報告書を基に内部公益通報処理委員会が最終的な判断を行ったものである。

(7) 教育次長が確認した事実並びに関係者への聴き取り調査の内容及び添付書類について

本件報告書には、本件内部公益通報に係る事実について、教育次長が確認した内容及び事実確認のために関係者に対して行った聴き取り調査の内容及び添付資料等が含まれる。

教育次長による調査は、内部公益通報の処理の一過程であるが、内部公益通報処理委員会は教育次長の調査・報告によるほかに本件内部公益通報に係る事実を確認する手段がないことからすると、本件報告書のうち教育次長が確認した事実については、内部公益通報処理委員会の認定事実ということができる。

このことから、本件報告書のうち本件内部公益通報に係る事実を記載した部分については最終的な判断がなされたものといえることができ、また、通報者や関係者が特定される情報は条例第7条第1号に該当するとともに、開示することにより内部公益通報制度の運用に支障がある情報は条例第7条第4号に該当するから、不開示が相当であるが、本件報告書において、これらを除いた部分については不開示とすべき理由はなく、開示が相当である。

本件報告書において「開示することにより内部公益通報制度の運用に支障がある情報」とは、開示することにより内部公益通報に係る調査が円滑に実施できなくなるおそれがある情報であり、具体的には、教育次長が事実確認のために関係者に対して行った聴き取り調査の内容及び添付資料等がこれにあたる。

審査請求人は、事務要領において職員は内部公益通報に関する調査に誠実に協力するものと規定されているから、本件報告書を開示しても内部公益通報に関する調査に支障がない旨を主張するが、内部の自浄作用を促すという内部公益通報制度の趣旨か

らは、強制力を伴う調査権限が付与されているとまではいえず、また、通報者の保護を図りつつ、円滑に調査を実施するためには、関係者の協力が必要不可欠であるから、本件報告書を開示することによって関係者が事実を述べることを躊躇し、また限定的な陳述等となるおそれがあるとの実施機関の主張には理由がある。

このため、本件報告書においても、開示することによって内部公益通報に係る事実の把握が困難になるおそれがあり、内部公益通報制度の適正かつ円滑な実施に支障があるといえる部分の情報は不開示が相当である。

(イ) 教育次長による意見等について

本件報告書には、本件内部公益通報に係る教育次長の意見等が述べられている部分があるが、これらは、本件内部公益通報の処理に係る内部公益通報処理委員会の判断ではない。内部公益通報の処理にあたって、調査担当部局が意見を述べるものが妨げられるものではないが、処理の過程における意見等を全て開示することは、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、内部公益通報の処理に支障を生じるおそれがあるから、条例第7条第3号の審議検討等情報に該当し、不開示が相当である。

(4) 公益上の理由による裁量的開示に対する判断

審査請求人は、実質的な通報者として本件報告書の開示を求めている旨を述べ、本件内部公益通報の処理に疑義があると主張しているが、前述のとおり、条例に基づく行政文書開示制度においては、請求者の属性によって判断が変わるものではない。また、内部公益通報制度は、組織内の違法行為や不正行為について自浄作用を働かせることで自律的に解決を図るものであるから、審査請求人において内部公益通報処理委員会の調査結果に明らかな事実誤認があり、誤った判断がなされた疑いがあると主張するのであれば、別の方法によって解決を図るべきものであり、当該主張をもって本件報告書を開示すべき公益上の理由があるとは認められない。

3 結論

以上に述べたように、内部公益通報の処理結果等の概要については、公表することで内部公益通報制度に対する信頼を向上させるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の推進につながることも考えられることから、必要に応じて公表することが望ましい。

したがって、内部公益通報に係る文書であるということをもって全部不開示とすることは相当ではなく、本件報告書についても、通報者や関係者が特定される情報（条例第7条第1号）、開示することで事実の把握を困難にするおそれがあり、内部公益通報制度の適正かつ円滑な運用に支障がある情報（条例第7条第4号）又は審議、検討等に関する情報（条例第7条第3号）に該当する部分、具体的には、本答申第六・2(3)で不開示と判断した部分を除き、開示することが相当である。

よって、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成26年(2014年)12月12日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

(別紙)

不開示とする部分	不開示とする理由
『1 「通報内容が事実であるかどうか」及びその理由について』のうち	
1 頁 9 行目 左から 25 文字目から 28 文字目まで	4号該当
34 文字目から 37 文字目まで	〃
10 行目 左から 14 文字目から 17 文字目まで	〃
11 行目 左から 32 文字目から 35 文字目まで	〃
37 文字目	〃
12 行目 左から 2 文字目から 5 文字目まで	〃
7 文字目	〃
14 文字目から 17 文字目まで	〃
13 行目 左から 1 文字目から 4 文字目まで	〃
25 文字目から 28 文字目まで	〃
30 文字目	〃
32 文字目	〃
14 行目 左から 4 文字目から 7 文字目まで	〃
21 行目 左から 34 文字目から 39 文字目まで	} 3号該当
22 行目	
23 行目 左から 1 文字目から 11 文字目まで	} 4号該当
25 行目 左から 11 文字目から 13 文字目まで	
28 行目 左から 1 文字目から 3 文字目まで	1号該当
29 行目 左から 37 文字目から 39 文字目まで	} 4号該当
30 行目 左から 1 文字目から 19 文字目まで	
2 頁 3 行目 左から 24 文字目から 40 文字目まで	} 3号該当
4 行目 左から 1 文字目から 8 文字目まで	
28 文字目から 40 文字目まで	
5 行目	
6 行目	
7 行目	
8 行目	
15 行目 左から 1 文字目から 4 文字目まで	
30 文字目から 38 文字目まで	4号該当
16 行目 左から 2 文字目から 6 文字目まで	4号該当
10 文字目から 13 文字目まで	4号該当

16 行目 左から	16 文字目から	19 文字目まで	4号該当	
	22 文字目		4号該当	
	24 文字目から	25 文字目まで	4号該当	
	28 文字目から	31 文字目まで	4号該当	
	34 文字目から	37 文字目まで	4号該当	
	40 文字目		4号該当	
17 行目 左から	2 文字目から	3 文字目まで	4号該当	
19 行目 左から	26 文字目から	34 文字目まで	4号該当	
20 行目 左から	17 文字目から	20 文字目まで	4号該当	
23 行目 左から	18 文字目から	21 文字目まで	4号該当	
26 行目 左から	11 文字目から	13 文字目まで	4号該当	
27 行目 左から	27 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当	
28 行目 左から	1 文字目から	4 文字目まで		
3 頁	2 行目 左から	30 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	3 行目 左から	1 文字目から	11 文字目まで	
	4 行目 左から	9 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	5 行目			
	6 行目 左から	1 文字目から	2 文字目まで	} 3号該当
	8 行目 左から	15 文字目から	29 文字目まで	
	9 行目 左から	16 文字目から	34 文字目まで	4号該当
	10 行目		} 3号該当	
	11 行目 左から	1 文字目から		11 文字目まで
		22 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	12 行目 左から	1 文字目から	10 文字目まで	
	13 行目 左から	9 文字目から	38 文字目まで	} 3号該当
	14 行目			
	15 行目 左から	1 文字目から	16 文字目まで	} 3号該当
	16 行目 左から	20 文字目から	23 文字目まで	
		26 文字目から	30 文字目まで	1号該当
		34 文字目から	37 文字目まで	4号該当
	18 行目 左から	20 文字目から	24 文字目まで	1号該当
		32 文字目から	35 文字目まで	4号該当
		37 文字目	4号該当	
	20 行目 左から	10 文字目から	26 文字目まで	4号該当
	22 行目 左から	16 文字目から	38 文字目まで	4号該当

23 行目				} 4号該当	
24 行目	左から	1 文字目から	23 文字目まで		
25 行目	左から	1 文字目から	7 文字目まで	3号該当	
		30 文字目から	39 文字目まで		
26 行目	左から	1 文字目から	24 文字目まで	} 4号該当	
28 行目	左から	4 文字目から	7 文字目まで	4号該当	
		10 文字目から	13 文字目まで	4号該当	
		16 文字目		4号該当	
31 行目	左から	1 文字目から	4 文字目まで	4号該当	
		7 文字目から	10 文字目まで	4号該当	
		13 文字目		4号該当	
		15 文字目から	16 文字目まで	4号該当	
34 行目	左から	33 文字目から	39 文字目まで		
4 頁	1 行目	左から	1 文字目から	5 文字目まで	} 3号該当
	3 行目	左から	11 文字目から	39 文字目まで	
	4 行目	左から	1 文字目から	2 文字目まで	} 3号該当
5 行目					
6 行目	左から	1 文字目から	15 文字目まで	} 3号該当	
8 行目	左から	7 文字目から	38 文字目まで	4号該当	
9 行目	左から	16 文字目から	40 文字目まで		
10 行目					
11 行目				} 4号該当	
12 行目	左から	1 文字目から	12 文字目まで		
		38 文字目から	39 文字目まで		
13 行目				} 4号該当	
14 行目	左から	1 文字目から	8 文字目まで		
16 行目	左から	25 文字目		4号該当	
		36 文字目から	38 文字目まで	4号該当	
21 行目	左から	9 文字目		4号該当	
		20 文字目から	22 文字目まで	4号該当	
23 行目	左から	28 文字目から	31 文字目まで	4号該当	
26 行目	左から	20 文字目から	23 文字目まで	4号該当	
28 行目	左から	38 文字目から	39 文字目まで		
29 行目	左から	1 文字目		} 4号該当	
30 行目	左から	14 文字目から	35 文字目まで	3号該当	

5 頁	5 行目	左から	32 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	6 行目	左から	1 文字目から	17 文字目まで	
	7 行目	左から	11 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	8 行目				
	9 行目	左から	1 文字目から	23 文字目まで	} 3号該当
	12 行目	左から	5 文字目から	17 文字目まで	
	13 行目	左から	6 文字目から	24 文字目まで	4号該当
			30 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	14 行目				
	15 行目	左から	1 文字目		} 3号該当
			12 文字目から	39 文字目まで	
	16 行目	左から	1 文字目から	2 文字目まで	} 3号該当
	17 行目	左から	9 文字目から	38 文字目まで	
	18 行目				} 3号該当
	19 行目	左から	1 文字目から	16 文字目まで	
	21 行目	左から	40 文字目		} 1号該当
	22 行目	左から	1 文字目から	2 文字目まで	
	24 行目	左から	3 文字目から	24 文字目まで	4号該当
	28 行目	左から	37 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	29 行目	左から	1 文字目から	4 文字目まで	
			24 文字目から	40 文字目まで	} 3号該当
	30 行目				
	31 行目				} 3号該当
	32 行目				
	33 行目				} 3号該当
	35 行目	左から	33 文字目から	40 文字目まで	
	36 行目				} 3号該当
6 頁	1 行目	左から	1 文字目から	9 文字目まで	
			19 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	2 行目				
	3 行目				} 3号該当
	4 行目				
	6 行目	左から	35 文字目から	40 文字目まで	} 3号該当
	7 行目	左から	1 文字目から	3 文字目まで	
	8 行目	左から	9 文字目から	38 文字目まで	3号該当

9 行目					} 3号該当
10 行目	左から	1 文字目から	6 文字目まで		
11 行目	左から	25 文字目から	28 文字目まで		4号該当
20 行目	左から	6 文字目から	39 文字目まで		
21 行目	左から	1 文字目から	23 文字目まで		} 3号該当
24 行目	左から	39 文字目から	40 文字目まで		
25 行目					} 3号該当
26 行目	左から	1 文字目から	13 文字目まで		
28 行目	左から	7 文字目から	24 文字目まで		4号該当
29 行目	左から	36 文字目から	39 文字目まで		
30 行目	左から	1 文字目から	14 文字目まで		} 3号該当
31 行目	左から	10 文字目から	40 文字目まで		
32 行目					
33 行目					} 3号該当
34 行目					
7 頁	1 行目	左から	1 文字目から	11 文字目まで	
	2 行目	左から	9 文字目から	38 文字目まで	
	3 行目	左から	1 文字目から	7 文字目まで	} 3号該当
	4 行目	左から	32 文字目から	35 文字目まで	4号該当
	5 行目	左から	1 文字目から	26 文字目まで	4号該当
	6 行目	左から	23 文字目から	39 文字目まで	1号該当
	7 行目	左から	20 文字目から	23 文字目まで	1号該当
	8 行目	左から	16 文字目から	17 文字目まで	4号該当
			35 文字目から	38 文字目まで	4号該当
	9 行目	左から	1 文字目		4号該当
			10 文字目から	11 文字目まで	4号該当
			39 文字目		
	10 行目	左から	1 文字目から	3 文字目まで	} 4号該当
			5 文字目		4号該当
	11 行目	左から	7 文字目から	8 文字目まで	4号該当
	12 行目	左から	1 文字目から	4 文字目まで	4号該当
			6 文字目		4号該当
	14 行目	左から	22 文字目から	25 文字目まで	1号該当
	15 行目	左から	24 文字目から	27 文字目まで	4号該当
			30 文字目から	33 文字目まで	4号該当

		36 文字目		4号該当	
16 行目	左から	18 文字目から	21 文字目まで	1号該当	
17 行目	左から	6 文字目から	9 文字目まで	4号該当	
		12 文字目から	15 文字目まで	4号該当	
20 行目	左から	36 文字目から	40 文字目まで	} 3号該当	
21 行目					
22 行目	左から	1 文字目から	17 文字目まで	} 4号該当	
		35 文字目から	39 文字目まで		
23 行目	左から	1 文字目から	21 文字目まで	} 3号該当	
25 行目	左から	33 文字目から	39 文字目まで		
26 行目	左から	1 文字目から	7 文字目まで	} 3号該当	
29 行目	左から	2 文字目から	39 文字目まで		
30 行目	左から	1 文字目から	22 文字目まで	} 4号該当	
		34 文字目から	39 文字目まで		
31 行目				} 4号該当	
32 行目					
33 行目	左から	1 文字目から	21 文字目まで	} 4号該当	
34 行目	左から	4 文字目から	7 文字目まで		
		10 文字目から	13 文字目まで	4号該当	
		16 文字目		4号該当	
		18 文字目から	19 文字目まで	4号該当	
8 頁	1 行目	左から	11 文字目から	35 文字目まで	3号該当
	2 行目	左から	16 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
	3 行目	左から	1 文字目から	29 文字目まで	
	4 行目	左から	18 文字目から	21 文字目まで	4号該当
		25 文字目から	28 文字目まで	4号該当	
		34 文字目から	37 文字目まで	4号該当	
5 行目	左から	2 文字目から	5 文字目まで	4号該当	
		30 文字目から	36 文字目まで	3号該当	
7 行目	左から	14 文字目から	38 文字目まで	} 3号該当	
8 行目	左から	1 文字目から	18 文字目まで		
		30 文字目から	32 文字目まで	1号該当	
		39 文字目		} 4号該当	
9 行目	左から	1 文字目から	3 文字目まで		
		7 文字目から	10 文字目まで	4号該当	

	14 文字目		4号該当	
	26 文字目から	35 文字目まで	4号該当	
11 行目 左から	5 文字目から	8 文字目まで	1号該当	
13 行目 左から	5 文字目から	8 文字目まで	4号該当	
	10 文字目		4号該当	
	12 文字目から	13 文字目まで	4号該当	
	17 文字目から	38 文字目まで	} 4号該当	
14 行目 左から	1 文字目から	32 文字目まで		
	36 文字目から	39 文字目まで	} 1号該当	
15 行目 左から	1 文字目			
16 行目 左から	30 文字目から	38 文字目まで	} 4号該当	
17 行目 左から	1 文字目から	2 文字目まで		
	12 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当	
18 行目				
19 行目 左から	1 文字目から	34 文字目まで	} 1号該当	
	38 文字目から	39 文字目まで		
20 行目 左から	1 文字目から	3 文字目まで	1号該当	
21 行目 左から	18 文字目から	21 文字目まで	} 4号該当	
	30 文字目から	38 文字目まで		
22 行目 左から	1 文字目から	30 文字目まで	1号該当	
	34 文字目から	38 文字目まで	} 4号該当	
24 行目 左から	11 文字目から	19 文字目まで		
	22 文字目から	25 文字目まで	4号該当	
	28 文字目		4号該当	
	30 文字目		4号該当	
27 行目 左から	11 文字目から	38 文字目まで	} 4号該当	
28 行目				
29 行目				
30 行目				
31 行目				
32 行目				
33 行目				
34 行目				
35 行目				
9 頁	2 行目 左から	11 文字目から	39 文字目まで	4号該当

3 行目				} 4 号該当	
4 行目	左から	1 文字目から	29 文字目まで		
7 行目	左から	28 文字目から	31 文字目まで	4 号該当	
		36 文字目から	37 文字目まで	4 号該当	
9 行目	左から	22 文字目から	25 文字目まで	4 号該当	
13 行目	左から	30 文字目から	33 文字目まで	1 号該当	
14 行目	左から	20 文字目から	23 文字目まで	4 号該当	
		26 文字目から	29 文字目まで	4 号該当	
18 行目	左から	10 文字目から	40 文字目まで	} 3 号該当	
19 行目	左から	1 文字目から	30 文字目まで		
20 行目	左から	9 文字目から	30 文字目まで	4 号該当	
23 行目	左から	1 文字目から	14 文字目まで	3 号該当	
27 行目	左から	7 文字目から	28 文字目まで	4 号該当	
29 行目	左から	9 文字目から	15 文字目まで	3 号該当	
		30 文字目から	39 文字目まで	} 3 号該当	
30 行目	左から	1 文字目から	3 文字目まで		
32 行目	左から	36 文字目から	39 文字目まで	} 3 号該当	
33 行目	左から	1 文字目から	10 文字目まで		
10 頁	5 行目	左から	20 文字目から	39 文字目まで	} 4 号該当
	6 行目	左から	1 文字目から	7 文字目まで	
		11 文字目から	15 文字目まで	1 号該当	
	7 行目	左から	30 文字目から	39 文字目まで	
	8 行目			} 4 号該当	
	9 行目				
	10 行目				
	12 行目	左から	4 文字目から	7 文字目まで	4 号該当
		18 文字目から	39 文字目まで	} 4 号該当	
	13 行目	左から	1 文字目から	7 文字目まで	
	14 行目	左から	11 文字目から	13 文字目まで	4 号該当
		15 文字目から	26 文字目まで	4 号該当	
	15 行目	左から	16 文字目から	19 文字目まで	4 号該当
	16 行目	左から	1 文字目から	2 文字目まで	4 号該当
	17 行目	左から	9 文字目から	39 文字目まで	} 4 号該当
	18 行目	左から	1 文字目から	3 文字目まで	
	19 行目	左から	39 文字目	4 号該当	

	20 行目 左から	1 文字目から	3 文字目まで	4号該当
		27 文字目から	30 文字目まで	4号該当
		33 文字目から	36 文字目まで	4号該当
		39 文字目		4号該当
	21 行目 左から	15 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
	22 行目 左から	1 文字目		
		15 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
	23 行目			
	25 行目 左から	11 文字目から	14 文字目まで	4号該当
		31 文字目から	34 文字目まで	4号該当
	26 行目 左から	34 文字目から	36 文字目まで	4号該当
		39 文字目		} 4号該当
	27 行目 左から	1 文字目から	3 文字目まで	
		9 文字目から	12 文字目まで	4号該当
	29 行目 左から	34 文字目から	37 文字目まで	4号該当
11 頁	3 行目 左から	8 文字目から	11 文字目まで	4号該当
		13 文字目		4号該当
	5 行目 左から	13 文字目から	16 文字目まで	4号該当
		18 文字目から	19 文字目まで	4号該当
		21 文字目から	27 文字目まで	4号該当
	6 行目 左から	3 文字目から	6 文字目まで	4号該当
		8 文字目から	9 文字目まで	4号該当
		11 文字目から	17 文字目まで	4号該当
		29 文字目から	32 文字目まで	4号該当
		34 文字目		4号該当
		36 文字目から	39 文字目まで	4号該当
	7 行目 左から	1 文字目から	3 文字目まで	4号該当
		18 文字目から	21 文字目まで	4号該当
		23 文字目		4号該当
		25 文字目から	31 文字目まで	4号該当
	9 行目 左から	20 文字目から	23 文字目まで	4号該当
		25 文字目から	26 文字目まで	4号該当
		36 文字目から	39 文字目まで	1号該当
	12 行目 左から	37 文字目から	38 文字目まで	} 4号該当
	13 行目 左から	1 文字目		

	5 文字目から	8 文字目まで	4号該当
15 行目 左から	18 文字目から	21 文字目まで	4号該当
	23 文字目から	24 文字目まで	4号該当
	26 文字目から	32 文字目まで	4号該当
16 行目 左から	9 文字目から	12 文字目まで	4号該当
	14 文字目から	15 文字目まで	4号該当
	17 文字目から	23 文字目まで	4号該当
	35 文字目から	38 文字目まで	4号該当
17 行目 左から	1 文字目		4号該当
	3 文字目から	9 文字目まで	4号該当
	24 文字目から	27 文字目まで	4号該当
	29 文字目		4号該当
	31 文字目から	37 文字目まで	4号該当
21 行目 左から	9 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
22 行目 左から	1 文字目から	17 文字目まで	
	35 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
23 行目 左から	1 文字目から	17 文字目まで	
25 行目 左から	28 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
26 行目 左から	1 文字目から	26 文字目まで	
27 行目 左から	23 文字目から	26 文字目まで	4号該当
	29 文字目から	32 文字目まで	4号該当
	35 文字目から	36 文字目まで	4号該当
	38 文字目		} 4号該当
28 行目 左から	1 文字目		
29 行目 左から	32 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
30 行目 左から	1 文字目から	35 文字目まで	
32 行目 左から	21 文字目から	24 文字目まで	4号該当
	26 文字目		4号該当
	29 文字目から	32 文字目まで	1号該当
33 行目 左から	8 文字目から	11 文字目まで	4号該当
	22 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
12 頁 1 行目 左から	1 文字目から	15 文字目まで	
	27 文字目から	40 文字目まで	} 4号該当
2 行目 左から	1 文字目から	15 文字目まで	
	28 文字目から	31 文字目まで	4号該当

6 行目 左から	9 文字目		4号該当
	23 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
7 行目 左から	1 文字目から	9 文字目まで	
	25 文字目から	40 文字目まで	} 4号該当
8 行目 左から	1 文字目から	9 文字目まで	
	11 文字目から	13 文字目まで	1号該当
	27 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
9 行目 左から	1 文字目から	19 文字目まで	
	26 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
10 行目			
11 行目 左から	1 文字目		} 4号該当
	15 文字目から	19 文字目まで	
12 行目 左から	13 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
13 行目			
14 行目			
15 行目			
16 行目 左から	10 文字目から	13 文字目まで	4号該当
	16 文字目から	19 文字目まで	4号該当
	22 文字目		4号該当
	24 文字目から	25 文字目まで	4号該当
19 行目 左から	33 文字目から	39 文字目まで	} 3号該当
20 行目 左から	1 文字目から	5 文字目まで	
22 行目 左から	9 文字目から	39 文字目まで	3号該当
24 行目			} 3号該当
25 行目 左から	1 文字目から	15 文字目まで	
27 行目 左から	23 文字目から	38 文字目まで	} 4号該当
28 行目 左から	1 文字目から	3 文字目まで	
	30 文字目から	33 文字目まで	4号該当
30 行目 左から	21 文字目から	24 文字目まで	4号該当
13 頁 1 行目 左から	10 文字目から	13 文字目まで	4号該当
	16 文字目から	19 文字目まで	4号該当
	22 文字目		4号該当
3 行目 左から	25 文字目から	39 文字目まで	} 4号該当
4 行目 左から	1 文字目から	7 文字目まで	
8 行目 左から	32 文字目から	40 文字目まで	3号該当

9 行目					} 3号該当
10 行目	左から	1 文字目から	5 文字目まで		
12 行目	左から	7 文字目から	24 文字目まで		4号該当
13 行目	左から	36 文字目から	39 文字目まで		} 3号該当
14 行目	左から	1 文字目から	13 文字目まで		
		36 文字目から	39 文字目まで		
15 行目					
16 行目					} 4号該当
17 行目					
18 行目					
19 行目	左から	1 文字目から	2 文字目まで		
20 行目	左から	22 文字目から	25 文字目まで		4号該当
25 行目	左から	27 文字目から	39 文字目まで		} 4号該当
26 行目	左から	1 文字目から	9 文字目まで		
14 頁	3 行目	左から	3 文字目から	13 文字目まで	4号該当
	4 行目	左から	16 文字目から	19 文字目まで	4号該当
	9 行目	左から	25 文字目から	28 文字目まで	4号該当
			31 文字目から	34 文字目まで	4号該当
			37 文字目		4号該当
			39 文字目		} 4号該当
10 行目	左から	1 文字目			
13 行目	左から	5 文字目から	16 文字目まで		3号該当
15 行目	左から	20 文字目から	39 文字目まで		} 3号該当
16 行目	左から	1 文字目から	11 文字目まで		
17 行目	左から	4 文字目から	7 文字目まで		4号該当
		29 文字目から	31 文字目まで		4号該当
		34 文字目から	37 文字目まで		4号該当
18 行目	左から	19 文字目から	21 文字目まで		4号該当
		29 文字目から	31 文字目まで		1号該当
22 行目	左から	14 文字目から	39 文字目まで		
23 行目					} 3号該当
24 行目	左から	1 文字目から	7 文字目まで		
26 行目	左から	33 文字目から	40 文字目まで		
27 行目					} 3号該当
28 行目	左から	1 文字目から	9 文字目まで		

29 行目 左から	4 文字目から	38 文字目まで	} 4号該当
30 行目 左から	1 文字目から	8 文字目まで	
	15 文字目から	17 文字目まで	1号該当
	29 文字目から	39 文字目まで	}
31 行目			
32 行目 左から	1 文字目から	21 文字目まで	}
34 行目 左から	32 文字目から	40 文字目まで	
15 頁	1 行目 左から	9 文字目から	4号該当
		35 文字目から	}
		38 文字目まで	
2 行目			} 3号該当
3 行目 左から	1 文字目から	2 文字目まで	
『3 今後の対応について』			3号該当